

10月

お知らせ



広報「くまの」では、町民の皆さまのお宅に広報が届く期間を考慮して、おおむね毎月11日以降から翌月10日までのお知らせを掲載しています。

相談

町民総合相談室

弁護士による法律相談

11月9日(火)

家庭問題情報センター相談員による家庭の悩み相談

11月11日(木)

ところ 役場3階特別会議室
問合せ先 総務課

820・5601

相談を希望する人は、10月29日(金)までに総務課に予約してください。

秘密は厳守します。なお、申込み状況により、受付ができない場合がありますのでご了承ください。
(総務課)

無料行政相談所開設

行政に関する皆さまの苦情や意見・要望をお気軽に相談ください。秘密は厳守いたします。

とき・ところ

10月22日(金)

午前9時半～午後2時
中央ふれあい館

10月23日(土)

午前9時半～午後2時

西公民館

行政相談員

小坂田 忠

854・1629

(総務課)

税金

町税の納期限について

11月1日(月)は次の町税の納期限です。お忘れのないよう納期限内に納税しましょう。

町県民税(3期)

問合せ先

税務課 820・5603

(税務課)

不正軽油防止にご協力を

10月は

「全国不正軽油撲滅強化月間」

自動車の燃料に使用される軽油には、軽油引取税と

いう税金がかかっています。軽油に灯油などを混ぜた不正軽油の販売や購入は犯罪です。また、不正軽油の使用は悪質な脱税行為でもあると同時に、ディーゼル車の排気ガス中の有害物質を増加させるなど、環境汚染の原因にもなっています。

この不正軽油を追放・撲滅するため、県では燃料の抜き調査や聞き取り調査などを行って取締りを強化しています。調査の際には、この趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

また、市価と比較して著しく安い価格であるなど、不正軽油の疑いのある軽油の情報は随時『広島県不正軽油110番(フリーダイヤル)0120・288・110』までお寄せください。

問合せ先

広島県広島地域事務所

税務局 軽油調査課

513・5362(直通)
* 223・0539

(税務課)

労働

広島県最低賃金が

変わりました
(10月1日から)

時間額 645円

業種によっては産業別最低賃金が適用される場合があります。

問合せ先

広島労働局

労働基準部賃金室

221・9244

広島中央労働基準監督署

221・2457

呉労働基準監督署

0823・22・0005

(企画課)

「社長さんあなたの義務です 労働保険」

毎年10月は、労働保険適用促進月間です。

労働保険は、労災保険と雇用保険の総称で、働く人が労働災害や失業といった不測の事故に遭われたとき、必要な保険給付を行うなど